

# 令和6年度 第4回 青森地方最低賃金審議会

日 時：令和6年8月27日(火)午後1時30分  
場 所：青森第二合同庁舎1階 共用会議室

## 会 議 次 第

### 1 開会

### 2 議題

- (1) 青森県最低賃金の改正決定についての青森地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について
  - ① 異議の申出について（諮問）
  - ② 諮問に対する審議
  - ③ 異議の申出について（答申）
- (2) その他

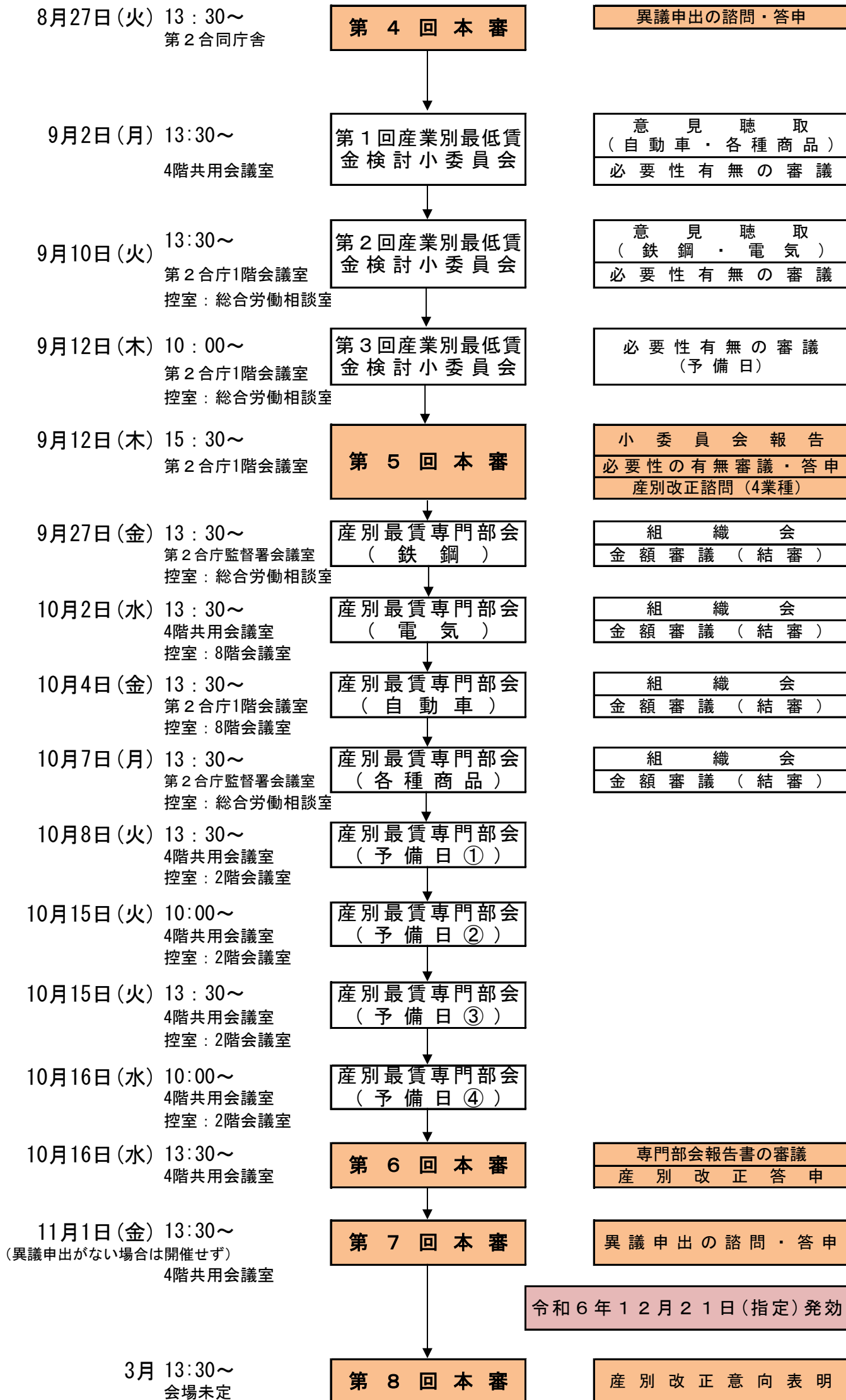
### 3 閉会

## 産業別最低賃金関係資料

1	令和6年度青森地方最低賃金審議会開催日程 （青森県産業別最低賃金審議）	1
2	青森地方最低賃金審議会産業別最低賃金検討小委員会委員名簿	2
3	産業別最低賃金意見聴取者名簿	3
4	青森県特定（産業別）最低賃金改正申出状況	4
5	令和5年度産業別最低賃金決定状況（全国）	5
6	東北6県産業別最低賃金一覧表（経年）	7

令和6年度青森地方最低賃金審議会開催日程（案）

【青森県産業別最低賃金審議】



# 青森地方最低賃金審議会 産業別最低賃金検討小委員会委員名簿

(令和6年度)

## 公益代表委員

飛鳥 由美子	青森大学総合経営学部准教授
石岡 隆司	弁護士
森 宏之	青森大学総合経営学部教授

## 労働者代表委員

秋田谷 宗孝	日本労働組合総連合会青森県連合会西北五地域協議会事務局長
中野 隼	日本労働組合総連合会青森県連合会事務局長
野坂 聡子	オールユニバースユニオン副委員長

## 使用者代表委員

小山内 眞	株式会社小山内バッテリー社代表取締役
小野 武司	三八五自動車整備工業株式会社代表取締役社長
小山田 康雄	一般社団法人青森県経営者協会専務理事
菅 孝	青森県中小企業団体中央会副会長・専務理事
藤井 淳子	青森県火災共済協同組合専務理事

注1) 掲載順は五十音順

注2) 使用者代表委員の対応委員会

鉄鋼・電気(小野、小山田、菅) 各種商品・自動車(小山内、小山田、藤井)

## 令和6年度 産業別最低賃金意見聴取者名簿

聴取月日	産業別	聴取時刻 (目途)	申出人・参考人	
9月2日 (月)	自動車小売業	13:30	(申出人)	
		∩	所属	全日本自動車産業労働組合総連合会青森地方協議会
		13:55	職氏名	議長 小笠原 裕介
		13:55	(参考人)	
		∩	所属	青森トヨタ自動車株式会社
		14:20	職氏名	取締役総務部長 坂本 武
9月2日 (月)	各種商品小売業	14:20	(申出人)	
		∩	所属	UAゼンセン青森県支部
		14:45	職氏名	支部長 佐々木 徹
		14:45	(参考人)	
		∩	所属	イオン東北株式会社
		15:10	職氏名	人事総務本部 人事教育部長 加藤 理
9月10日 (火)	鉄鋼業	13:30	(申出人)	
		∩	所属	日本基幹産業労働組合連合会青森県本部
		13:55	職氏名	委員長 石崎 尚人
		13:55	(参考人)	
		∩	所属	高周波鑄造株式会社
		14:20	職氏名	総務企画部担当部長(兼)総務室長 末村 洋
9月10日 (火)	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	14:20	(申出人)	
		∩	所属	Orbray 黒石工場労働組合
		14:45	職氏名	執行委員長 竹内 諭士
		14:45	(参考人)	
		∩	所属	株式会社タカシン
		15:10	職氏名	取締役 成田 剛

## 青森県特定（産業別）最低賃金改正申出状況

(令和6年7月31日現在)

青森労働局

改正申出 産 業	申出月日	適用事業場数	(参考) 3年経済セン サス上の労働者数			申出代表者（組合名）	
		適用労働者数					
E22  鉄鋼業	7月31日	31	1,714			日本基幹産業労働組合 連合会 青森県本部	
		1,476					
	申出労働者 合計	申出労働者内訳			現在の最低賃金		
	825人 55.9 (%)	協 約	機関決定	個人合意	時間額	発効年月日	
		825	—	—	992円	令和6年 1月19日	

改正申出のケース：労働協約ケース

改正申出 産 業	申出月日	適用事業場数	(参考) 3年経済セ ンサス上の労働者数			申出代表者（組合名）	
		適用労働者数					
E28・29・30  電子部品・デ バイス・電子 回路、電気機 械器具、情報 通信機械器具 製造業	7月31日	135	9,673			電機連合青森地域協議会	
		7,967					
	申出労働者 合計	申出労働者内訳			現在の最低賃金		
	3,369人 42.3 (%)	協 約	機関決定	個人合意	時間額	発効年月日	
		1,011	1,978	380	927円	令和6年 1月19日	

改正申出のケース：公正競争ケース

改正申出 産 業	申出月日	適用事業場数	(参考) 3年経済セン サス上の労働者数			申出代表者（組合名）	
		適用労働者数					
I56  各種商品 小 売 業	7月31日	24	1,882			UAゼンセン青森県支部	
		2,124					
	申出労働者 合計	申出労働者内訳			現在の最低賃金		
	947人 44.6 (%)	協 約	機関決定	個人合意	時間額	発効年月日	
		947	—	—	921円	令和5年 12月21日	

改正申出のケース：公正競争ケース

改正申出 産 業	申出月日	適用事業場数	(参考) 3年経済セ ンサス上の労働者数			申出代表者（組合名）	
		適用労働者数					
I591  自動車 小売業	7月31日	646	5,745			全日本自動車産業労働組合 総連合会青森地方協議会	
		4,908					
	申出労働者 合計	申出労働者内訳			現在の最低賃金		
	2,174人 44.3 (%)	協 約	機関決定	個人合意	時間額	発効年月日	
		1,298	876	—	923円	令和5年 12月21日	

改正申出のケース：公正競争ケース

## 令和5年度 産業別最低賃金決定状況

ランク	項目	鉄鋼業関係					効力発生日
		都道府県名	改定前額	改定額	引上額	引上率	
A	千葉県	1,054	1,096	42	3.98	令和 5.12.25	
	東京都	※871	—	—	—	平成 26.3.23	
	神奈川県	※874	—	—	—	平成 26.3.15	
	愛知県	1,018	1,059	41	4.03	令和 5.12.16	
	大阪府	996	1,066	70	7.03	令和 5.12.1	
B	北海道	1,000	1,030	30	3.00	令和 5.12.1	
	宮城県	983	1,003	20	2.03	令和 5.12.15	
	群馬県	976	1,012	36	3.69	令和 5.12.21	
	茨城県	1,004	1,046	42	4.18	令和 5.12.31	
	三重県	※739	—	—	—	平成 10.12.15	
	兵庫県	1,024	1,065	41	4.00	令和 5.12.1	
	和歌山県	1,008	1,050	42	4.17	令和 5.12.30	
	岡山県	1,010	1,050	40	3.96	令和 5.12.15	
	広島県	1,024	1,064	40	3.91	令和 5.12.31	
	山口県	1,024	1,064	40	3.91	令和 5.12.15	
C	福岡県	1,010	1,053	43	4.26	令和 5.12.10	
	青森県	958	992	34	3.55	令和 6.1.19	
	岩手県	908	949	41	4.52	令和 5.12.30	
	島根県	987	1,034	47	4.76	令和 5.12.2	
	大分県	1,010	1,053	43	4.26	令和 5.12.25	

岩手:金属製品を含む

山口:非鉄金属を含む

※は産業別最低賃金額を地域別最低賃金が上回っており、実質的に地域別最低賃金が適用される。

ランク	項目	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業関係					発効月日
		都道府県名	改定前額	改定額	引上額	引上率	
A	埼玉県	1,013	1,055	42	4.15	令和 5.12.1	
	千葉県	1,013	1,055	42	4.15	令和 5.12.25	
	東京都	※829	—	—	—	平成 22.12.31	
	神奈川県	※890	—	—	—	平成 27.03.01	
	愛知県	※901	—	—	—	平成 30.12.16	
B	大阪府	994	1,068	74	7.44	令和 5.12.1	
	北海道	955	997	42	4.40	令和 5.12.1	
	宮城県	919	959	40	4.35	令和 5.12.15	
	茨城県	961	1,002	41	4.27	令和 5.12.31	
	栃木県	971	1,008	37	3.81	令和 5.12.31	
	群馬県	965	1,006	41	4.25	令和 5.12.29	
	新潟県	965	1,005	40	4.15	令和 5.12.27	
	富山県	910	951	41	4.51	令和 5.12.24	
	石川県	923	963	40	4.33	令和 5.12.31	
	福井県	959	997	38	3.96	令和 5.12.16	
	山梨県	959	997	38	3.96	令和 5.12.16	
	長野県	945	983	38	4.02	令和 5.12.24	
	岐阜県	929	965	36	3.88	令和 5.12.21	
	静岡県	964	997	33	3.42	令和 5.12.21	
	三重県	952	987	35	3.68	令和 5.12.21	
	滋賀県	965	1,003	38	3.94	令和 5.12.31	
	京都府	986	1,025	39	3.96	令和 6.2.4	
	兵庫県	961	1,002	41	4.27	令和 5.12.1	
	奈良県	※891	—	—	—	令和 3.12.29	
	岡山県	932	974	42	—	令和 5.12.21	
	広島県	953	995	42	4.41	令和 5.12.31	
	山口県	948	986	38	4.01	令和 5.12.15	
	徳島県	942	983	41	4.35	令和 5.12.21	
	香川県	942	982	40	4.25	令和 5.12.15	
	福岡県	977	1,019	42	4.30	令和 5.12.10	
	C	青森県	888	927	39	4.39	令和 6.1.19
		岩手県	877	917	40	4.56	令和 5.12.30
		秋田県	891	930	39	4.38	令和 5.12.24
		山形県	903	945	42	4.65	令和 5.12.25
		福島県	※880	—	—	—	令和 4.12.30
鳥取県		859	906	47	5.47	令和 5.12.17	
島根県		882	929	47	5.33	令和 5.12.10	
愛媛県		947	987	40	4.22	令和 5.12.25	
高知県		※793	—	—	—	令和 1.12.29	
佐賀県		900	943	43	4.78	令和 5.12.29	
長崎県		※864	—	—	—	令和 3.12.29	
熊本県		896	940	44	4.91	令和 5.12.15	
大分県		896	941	45	5.02	令和 5.12.25	
宮崎県		※831	—	—	—	令和 3.12.24	
鹿児島県		※842	—	—	—	令和 3.12.17	

東京・茨城・長野・滋賀:精密機械を含む

※は産業別最低賃金額を地域別最低賃金が上回っており、実質的に地域別最低賃金が適用される。

## 令和5年度 産業別最低賃金決定状況

ランク	項目		各種商品小売業関係				
	都道府県名	時間額	改定額	引上額	引上率	発効月日	
A	埼玉 千葉 愛知	※849	—	—	—	平成 28.12.01	
		※848	—	—	—	平成 28.12.25	
		※847	—	—	—	平成 28.12.16	
B	茨城 栃木 新潟	※881	—	—	—	令和 3.12.31	
		※874	—	—	—	令和 2.12.31	
		※842	932	90	10.69	令和 5.12.27	
	富山	915	955	40	4.37	令和 5.12.15	
		石川	915	950	35	3.83	令和 5.12.31
	福井	※840	—	—	—	令和 2.12.24	
		長野	910	950	40	4.40	令和 5.12.31
	静岡	※886	—	—	—	令和 1.12.21	
		滋賀	※840	—	—	—	平成 30.12.29
	京都	※938	—	—	—	令和 4.1.26	
		兵庫	※797	—	—	—	平成 28.2.1
	和歌山 岡山 広島 山口 福岡	※869	—	—	—	令和 3.12.30	
		910	933	23	2.53	令和 6.1.10	
※903		—	—	—	令和 3.12.31		
山口	907	948	41	4.52	令和 5.12.15		
	福岡	※897	—	—	—	令和 4.1.7	
C	青森	<b>882</b>	<b>921</b>	<b>39</b>	<b>4.42</b>	<b>令和 6.1.19</b>	
		岩手1	※767	—	—	—	平成 28.12.11
	岩手2	※800	—	—	—	平成 30.12.28	
	鳥取	※718	902	184	25.63	令和 5.12.15	
		島根	※750	905	155	20.67	平成 5.12.28
	愛媛	※854	—	—	—	令和 4.12.25	
		熊本	※855	—	—	—	令和 4.12.15
	大宮	※716	—	—	—	平成 28.12.25	
		宮崎	※705	—	—	—	平成 27.12.24
	鹿児島	※693	—	—	—	平成 26.12.26	
沖縄		※770	—	—	—	平成 30.11.23	

岩手2・富山・石川・福井・和歌山・島根・山口・福岡・熊本・鹿児島：百貨店  
 ※は産業別最低賃金額を地域別最低賃金が上回っており、実質的に地域別最低賃金が適用される。

ランク	項目		自動車小売業関係				
	都道府県名	時間額	改定額	引上額	引上率	発効月日	
A	埼玉 千葉 神奈川 愛知 大阪	1,018	1,060	42	4.13	令和 5.12.1	
		※922	—	—	—	平成 30.12.25	
		※842	—	—	—	平成 23.12.21	
		※800	—	—	—	平成 19.12.16	
		※943	—	—	—	令和 2.12.16	
B	宮城 新潟	946	986	40	4.23	令和 5.12.15	
		961	997	36	3.75	令和 5.12.20	
	富山	※769	—	—	—	令和 23.1.20	
		※939	—	—	—	令和 4.1.26	
	京都	※963	—	—	—	令和 4.12.1	
		奈良	※892	—	—	—	令和 3.12.29
	広島	930	993	63	6.77	令和 5.12.31	
福岡		987	1,028	41	4.15	令和 5.12.10	
C	青森	<b>919</b>	<b>923</b>	<b>4</b>	<b>0.44</b>	<b>令和 5.12.21</b>	
		岩手	903	945	42	4.65	令和 5.12.30
	秋田	897	938	41	4.57	令和 5.12.24	
		福島	922	960	38	4.12	令和 5.12.2
	島根	904	960	56	6.19	令和 5.11.29	
		大分	902	942	40	4.43	令和 5.12.25
	宮崎	890	927	37	4.16	令和 5.12.20	
鹿児島	902	945	43	4.77	令和 5.12.24		
沖縄	※770	—	—	—	平成 30.11.18		

千葉・愛知2・京都・島根・福岡・大分・宮崎・鹿児島・沖縄：新車

秋田・新潟・愛知1：新車、自動車部分品・付属品小売を含む

※は産業別最低賃金額を地域別最低賃金が上回っており、実質的に地域別最低賃金が適用される。



## 東北6県産業別最低賃金一覧表(4業種)

《平成26年度～令和5年度》

青森労働局

## ◎鉄鋼業最低賃金

年度 県名	最 低 賃 金										
	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	
青 森	時間額	800円	816円	835円	855円	877円	900円	903円	929円	958円	992円
	発効日	26.12.21	27.12.21	28.12.21	29.12.21	30.12.21	1.12.21	2.12.21	3.12.21	4.12.21	6.1.19
岩 手	時間額	755円	772円	790円	809円	829円	850円	852円	878円	908円	949円
	発効日	26.12.18	27.12.27	28.12.11	29.12.30	30.12.28	1.12.28	2.12.31	3.12.29	4.12.31	5.12.30
宮 城	時間額	811円	827円	847円	872円	898円	923円	925円	953円	983円	1003円
	発効日	26.12.15	27.12.13	28.12.15	29.12.15	30.12.20	1.12.15	2.12.15	3.12.15	4.12.15	5.12.15

岩手：金属製品を含む

## ◎電気機械器具製造業最低賃金

年度 県名	最 低 賃 金										
	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	
青 森	時間額	735円	750円	765円	785円	806円	829円	833円	859円	888円	927円
	発効日	26.12.21	27.12.21	28.12.21	29.12.21	30.12.21	1.12.21	2.12.21	3.12.21	4.12.21	6.1.19
岩 手	時間額	728円	740円	756円	775円	796円	818円	820円	847円	877円	917円
	発効日	26.12.18	27.12.20	28.12.11	29.12.30	30.12.28	1.12.28	2.12.31	3.12.29	4.12.31	5.12.30
秋 田	時間額	738円	751円	766円	786円	808円	833円	836円	861円	891円	930円
	発効日	26.12.27	27.12.24	28.12.25	29.12.24	30.12.24	1.12.25	2.12.25	3.12.24	4.12.25	5.12.24
宮 城	時間額	769円	783円	798円	819円	841円	862円	864円	890円	919円	959円
	発効日	26.12.19	27.12.18	28.12.15	29.12.15	30.12.20	1.12.15	2.12.20	3.12.15	4.12.15	5.12.15
山 形	時間額	753円	767円	782円	800円	821円	843円	846円	872円	903円	945円
	発効日	26.12.25	27.12.25	28.12.25	29.12.25	30.12.25	1.12.25	2.12.25	3.12.25	4.12.25	5.12.25
福 島	時間額	753円	767円	782円	798円	815円	833円	834円	856円	880円	880円
	発効日	26.12.13	27.12.20	28.12.18	29.11.26	30.12.19	1.12.22	2.12.17	4.1.13	4.12.30	据置き

## ◎各種商品小売業最低賃金

年度 県名	最 低 賃 金										
	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	
青 森	時間額	727円	743円	758円	777円	798円	821円	825円	852円	882円	921円
	発効日	26.12.21	27.12.21	28.12.21	29.12.21	30.12.21	1.12.21	2.12.21	3.12.21	5.2.19	5.12.21
岩 手	時間額	741円	752円	767円	767円	767円	767円	767円	767円	767円	767円
	発効日	26.12.18	27.12.20	28.12.11	据置き	据置き	据置き	据置き	据置き	据置き	据置き

岩手：平成29年度に百貨店、総合スーパー最低賃金を新設

岩 手	時間額			780円	800円	800円	800円	800円	800円	800円
	発効日			29.12.30	30.12.28	据置き	据置き	据置き	据置き	据置き

◎自動車小売業最低賃金

年度 県名	最 低 賃 金										
	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	
青 森	時間額	766円	782円	798円	817円	838円	861円	864円	890円	919円	923円
	発効日	26.12.21	27.12.21	28.12.21	29.12.21	30.12.21	1.12.21	2.12.21	3.12.21	4.12.21	5.12.21
岩 手	時間額	765円	781円	800円	819円	838円	861円	863円	879円	903円	945
	発効日	26.12.18	27.12.20	28.12.11	29.12.30	30.12.28	1.12.28	2.12.31	3.12.29	5.1.1	5.12.30
秋 田	時間額	765円	781円	794円	814円	838円	861円	864円	869円	897円	938円
	発効日	26.12.27	27.12.24	28.12.25	29.12.24	30.12.24	1.12.25	2.12.25	3.12.24	4.12.25	5.12.24
宮 城	時間額	778円	795円	815円	840円	865円	890円	891円	918円	946円	986円
	発効日	26.12.15	27.12.25	28.12.15	29.12.15	30.12.20	1.12.15	2.12.24	3.12.15	4.12.25	5.12.15
福 島	時間額	785円	800円	815円	831円	848円	867円	868円	894円	922円	960円
	発効日	26.12.17	27.12.18	28.12.11	29.12.9	30.12.21	1.12.21	2.12.24	3.12.24	4.12.18	5.12.2